

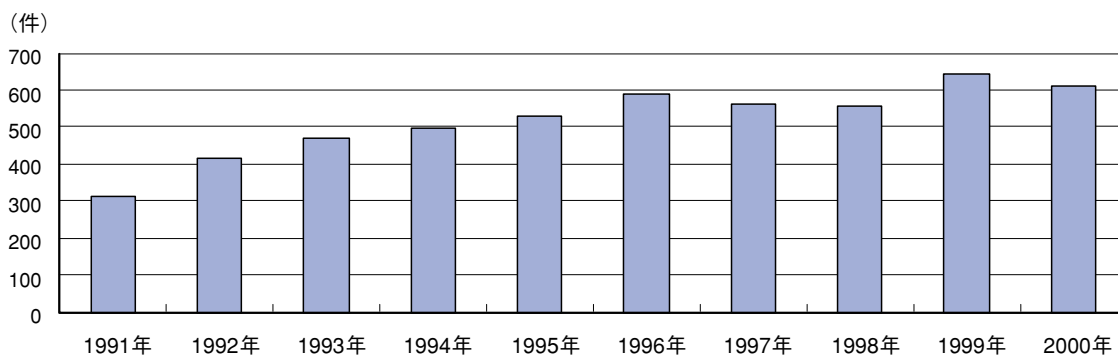
知的財産の経済的価値が高くなれば、知的財産を巡る紛争が増加ないしは深刻化することは避けられない。これに対処すべく、知的財産紛争を解決する体制を強化するための施策が講じられつつあり、更なる施策の検討が進められている。

1 知的財産紛争の現状

1. 知的財産権関係訴訟の現状

全国の地方裁判所への知的財産権関係民事事件（第一審）の出訴件数は、1991年に約300件だったものが、2000年には600件を上回り、10年間で倍増している。

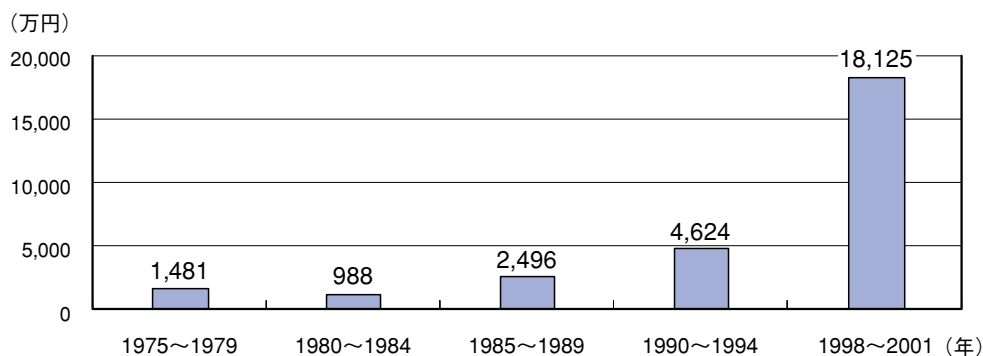
【知的財産権関係民事事件（第一審）の新受件数】



（資料）最高裁判所ホームページ「知的財産権関係民事事件（全国地方裁判所・第一審）の動き」（行政局調べ）

さらに1998年及び1999年の特許法等改正により、特許権等侵害訴訟において侵害及び当該侵害に係る損害額の立証が容易になり、知的財産権侵害訴訟における損害賠償額は高額化の傾向にある¹。例えば特許権・実用新案権侵害訴訟についてみると、90～94年に平均約4,600万円であった賠償額が、98～01年には平均約1億8,000万円となっている。

【過去の主要な特許権・実用新案権侵害訴訟の平均賠償額の推移】



（資料）知的財産研究所「知的財産侵害に係る民事的救済の適正化に関する調査研究」（1996年）
1998～2001年は、公開された特許・実用新案権侵害に係る判決を基に特許庁で独自に算出。

¹ 1998年10月には薬剤の特許権に関する侵害訴訟で約30億円、2002年3月には遊技機の特許権に関する侵害訴訟で約84億円の損害賠償を命じる地裁判決が出されている。

2. 裁判所の体制整備

知的財産紛争に対する処理体制を強化するため、平成8年の民事訴訟法改正において、特許権・実用新案権等の侵害訴訟を従来の管轄裁判所に加え、東京又は大阪地方裁判所に提起することを可能にした。

そして東京・大阪両地方裁判所及び東京高等裁判所においては、知的財産権関連訴訟を専門的に取り扱う専門部を設置するとともに、当該専門部に調査官を配属して知的財産権訴訟の専門的処理体制を整備している。さらに近年の知的財産権関連訴訟の増加に対して、専門部の増設や裁判官及び調査官の増員により、処理体制の一層の強化を図っている。

その結果、知的財産権関係民事事件（第一審）の平均審理期間は、1991年に31.1か月であったものが、2001年には18.3か月にまで短縮された。

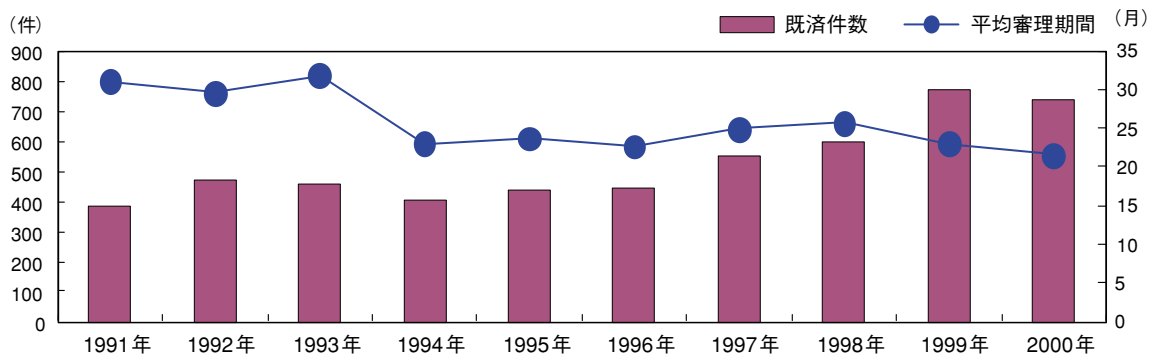
【裁判所における専門的処理体制の拡充】

		年	1997	1998	1999	2000	2001	2002
東京地裁	専門部		1	2	3	→	→	→
	裁判官		8	10	12	15	→	→
	調査官		5	→	7	→	→	→
大阪地裁	専門部		1	→	→	→	→	→
	裁判官		3	4	5	→	→	→
	調査官※		3	→	→	→	→	→
東京高裁	専門部		3	→	→	→	→	4
	裁判官		10	→	→	11	12	16
	調査官		9	→	→	→	→	11

（備考）※は大阪高裁・地裁を合わせた人数。

なお、大阪高裁は知的財産権訴訟を集中的に5人の裁判官で処理している。

【知的財産権関係民事事件（第一審）の既済件数と平均審理期間】



（資料）最高裁判所ホームページ「知的財産権関係民事事件（全国地方裁判所・第一審）の動き」（行政局調べ）

2 司法制度改革の動向

1999年7月に発足した司法制度改革審議会は、延べ60回を越える審議を経て、2001年6月12日に同審議会意見書を取りまとめた。

この司法制度改革審議会意見書を受けて、政府は、司法制度改革推進法を公布、施行して内閣に司法制度改革推進本部を設置し（2001年12月1日）、司法制度改革推進計画を閣議決定した（2002年3月19日）。

司法制度改革推進計画は、司法制度改革審議会意見の趣旨に則って行われる司法制度改革に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限（2004年11

月30日)までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにするものであり、知的財産に関連した事項としては以下の事項等があげられている。

○専門委員制度の導入

法曹以外の専門家が、専門委員として、その分野の専門技術的見地から、裁判の全部又は一部に関与し、裁判官をサポートする訴訟手続への新たな参加制度（専門委員制度）について、裁判所の中立・公平性を確保することなどに十分配慮しつつ、それぞれの専門性の種類に応じて個別に導入の在り方を検討する。（本部及び法務省）

○実質的な「特許裁判所機能」の実現

東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する（2003年通常国会を予定）。（本部及び法務省）

○証拠収集手続の拡充

訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充することとし、所要の法案を提出する（2003年通常国会を予定）。（本部及び法務省）

○弁理士への特許権等の侵害訴訟での代理権の付与

・弁理士の特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）における代理権について、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与することとし、所要の法案を提出する（2002年通常国会に提出済み）。（経済産業省）

・上に掲げる法律の施行後、速やかに、能力担保のための研修等を開始することとし、所要の措置を講ずる。（経済産業省）

○法曹の専門性の強化

例えば法科大学院については以下のとおりとされている。

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

○裁判外紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化

日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等のADRを拡充・活性化するとともに、これと訴訟との連携を図ることとし、逐次、所要の措置を講ずる。（経済産業省及び関係府省）

また、この司法制度改革の流れの中で、以下の審議会においても検討が進められている。

○法制審議会

法制審議会に民事・人事訴訟法部会が設置され、専門委員制度、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件の東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化、証拠収集手続等について検討を進めている。

○中央教育審議会

大学分科会に法科大学院部会が設置され、2004年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう所要の措置を講ずるとされている法科大学院について、その授業科目の1つとして知的財産法を取り上げることが検討されている。